

「中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令」の概要に関する意見公募手続の結果について

令和5年3月31日
経済産業省
経済産業政策局産業創造課

標記について、令和5年3月3日から同年3月14日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	日本の資金が海外に流出している現状に鑑み、エンジェル税制の対象から外資系企業を排除していただきたい。	今回の中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令は、我が国におけるスタートアップの起業加速への環境整備として、①自らリスクを取って出資する創業者を金銭面から力強く後押しするとともに、②特に資金の集まりにくい創業初期のプレシード・シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援するため、日本の会社法に基づき設立された株式会社であること等一定の要件を満たす「特定新規中小企業者」により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について、課税の特例の対象とするものです。